

## 「BIMスターセット申込書」記入上のご注意

以下の内容をご一読の上、必要事項をご記入の上、BIMスターセット申込書へ記入してください。

### BIM導入スターセットについて

#### 建築BIM導入スターセット for Vectorworks

建築設計の実務に必要なテンプレートやワークフロー、専用プラグインなどを一つにまとめた年間利用パック「建築BIM標準パック」と演習型オンライン・トレーニング「建築BIMスキル講習（基本設計コース）」を組み合わせた、BIM導入を開始するための初回導入推奨セットです。

建築BIMの標準環境を整え、動画解説と演習課題を通じて基本設計業務に必要なBIMの操作・考え方・標準ワークフローを身につけます。

#### 店舗BIM導入スターセット for Vectorworks

店舗内装の実務に必要なテンプレートやワークフロー、専用プラグインなどを一つにまとめた年間利用パック「店舗BIM標準パック」と店舗内装BIMの設計実務を学ぶ必修の演習型オンライン・トレーニング「店舗BIMスキル講習（店舗内装コース）」を組み合わせた、BIM導入を開始するための初回導入推奨セットです。

店舗内装BIMの標準環境を整え、動画解説と演習課題を通じて店舗内装設計に必要なBIMの操作・考え方・標準ワークフローを身につけます。

- ・「BIM標準パック」の利用期間はシリアルを有効化し、メール通知日から1年間。  
2年目以降のご利用には更新手続きならび年間利用料（105,600円/1ライセンス毎）のお支払いが必要です。  
※更新案内は満了日の45日前にメールにて通知します。
- ・「BIM標準パック」利用期間内にVectorworksの最新バージョンがリリースになった場合、最新バージョンに対応した「BIM標準パック」を無償提供します。
- ・「BIMスキル講習」の受講可能期間はシリアルを有効化し、メール通知日から60日間です。
- ・「BIMスキル講習」は学習管理システム<wisdomBase>を採用したオンライン型トレーニングです。（標準学習時間：15h / 1コース）
- ・個別の導入支援、運用設計、案件伴走、カスタマイズ対応は含まれません。
- ・Vectorworksネットワーク版での本製品の同時利用数は、ご購入の「建築BIM標準パック」もしくは「店舗BIM標準パック」、「建築・店舗BIM標準パック」の契約数を上限とします。

### 動作環境について

- ・BIM導入スターセットの利用にはVectorworks Architect もしくはVectorworks Design Suite のライセンスが別途必要です。  
→Vectorworksの対応バージョンはフローワークスのホームページをご確認ください。  
<https://flowworks.jp/flowworks-bimpac-for-vectorworks>
- ・BIMスキル講習の受講にはインターネット環境が必要です。

### 納品物について

メール納品です。納品物はございません。

### ユーザー情報 について

#### 会社名について

個人の場合、お名前に氏名をご記入ください。会社名のご記入は不要です。

#### お名前

弊社が行う各種サービスの窓口となる方の氏名をご記入ください。

#### メールアドレス

納品メールを送信いたしますのでお間違いのないようご記入ください。

#### 電話番号

ユーザー登録、ご注文内容についてご連絡させていただく場合がございますので、お間違いのないようご記入ください。  
※繋がりやすい番号のご記入をお願いします。

#### 住所

お間違いのないようご記入ください。

### 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いに関しましては、あらかじめ、フローワークス株式会社およびベクターワークスジャパン株式会社のポリシーをご確認の上、情報取り扱いに関しご同意のほど、よろしくお願いします。

フローワークス株式会社 <https://flowworks.jp/privacy-policy>  
ベクターワークスジャパン株式会社 <https://www.vectorworks.net/ja-JP/legal/privacy>

### 購入方法

本紙2枚目の「BIMスターセット申込書」に必要事項をご記入の上、ご注文時にご提出ください。

※提出先はご注文先（Vectorworks取扱販売店、Vectorworks Japan Store）です。

○取扱販売店は下記URLよりご確認ください。  
<https://www.vectorworks.co.jp/Dealer/index.html>

本書は「建築BIM導入スターターセット for Vectorworks」「店舗BIM導入スターターセット for Vectorworks」を購入するための申込書です。本紙1枚目「BIMスターターセット申込書」記入上のご注意をご確認の上、ご注文時に提出してください。

※ Vectorworks スタンドアロン版で利用の場合は、1ライセンス毎に申込書を提出してください。

① 利用規約及び注意事項について（同意の上☒入れてください）

- ☐ 利用規約に同意する。（※別紙をご覧ください）
- ☐ BIM 講習利用約款を確認しました。（※別紙をご覧ください）
- ☐ ご注文確定後のキャンセル・返金は承っておりませんので、ご確認のうえお申し込みください。
- ☐ 動作環境について確認した。
- ☐ 「BIM標準パック」の2年目以降のご利用には更新手続きならびに年間利用料<105,600円（税込） / 1ライセンス毎>の支払いが必要であることを確認した。
- ☐ 「BIMスキル講習」の受講可能期間はシリアルを有効化し、メール通知日から60日間であることを確認した。

② お申込み製品（☒を入れてください）

| 型番             | 標準価格（税込）                        |
|----------------|---------------------------------|
| FW-BIM-SSA-001 | 建築BIM導入スターターセット for Vectorworks |
| FW-BIM-SSS-001 | 店舗BIM導入スターターセット for Vectorworks |

③ BIM標準パックをご利用いただくVectorworks のシリアル番号（下6桁）をご記入ください。

Vectorworksの  
シリアル番号の下6桁

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|

④ ユーザー情報

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| フリガナ          |                 |
| 会社名 ※1        |                 |
| フリガナ          |                 |
| お名前           |                 |
| メールアドレス<br>※2 |                 |
| 電話番号          | 例：080-1234-5678 |
| 住所            | 〒 _____ - _____ |

※1 個人の場合、お名前に氏名をご記入ください。会社名のご記入は不要です。

※2 ゼロとオー、アンダーバーとハイフン等の違いは明確にご記入ください。

■ 販売店 ご記入欄（ご商談担当）

|         |                 |         |  |
|---------|-----------------|---------|--|
| 会社名     |                 | 発注番号    |  |
| 部署名     |                 | 氏名(担当者) |  |
| メールアドレス |                 |         |  |
| 電話番号    | 例：03-1234-5678  |         |  |
| 住所      | 〒 _____ - _____ |         |  |

# 利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社フローワークス（以下「当社」といいます。）が提供する建築 BIM 設計の業務支援のための各ソフトウェア（BIM テンプレート、BIM ワークフロー、BIM リソース及び BIM ヘルプシステム）をパッケージとして提供する「BIM パックサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を、本サービスを利用するすべての契約者（第 3 条に規定します。）と当社との間で定めるものです。契約者は、本サービスを利用する前に、本規約をよくお読みください。

## 第 1 条（本規約への同意）

1. 契約者は、本規約に従って本サービスを利用するものとし、本規約に同意しない限り本サービスを利用することはできません。本サービスに関して当社と契約者との間で別途合意した契約書、規約、覚書等（以下、総称して「個別規約」といいます。）に規定する内容は、契約者との間で本規約の一部を構成するものとしします。
2. 個別規約において別段の定めのない限り、第 5 条第 3 項に定める登録完了時に、契約者と当社との間で、本規約の諸規定に従った本サービス利用契約が成立します。

## 第 2 条（本規約の改定・変更）

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、契約者の承諾を得て、本規約の内容を変更又は追加できるものとします。但し、次の各号の一に該当する場合、契約者の承諾があったものとみなすことができるものとします。
  - (1) 当該変更又は追加が、契約者の一般の利益に適合するとき
  - (2) 当該変更又は追加が、本規約を締結した目的に反せず、かつ、必要性、内容の相当性、その他の当該変更又は追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項の変更又は追加を行うときは、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、その旨及び当該変更又は追加の内容並びにその効力発生時期をインターネットその他の適切な方法により周知するものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に契約者が本サービスを利用した場合、当該契約者は本規約の変更に同意したものとします。

## 第 3 条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 「契約者」  
当社に本サービスの提供を申し込む法人、機関又は個人
2. 「利用ユーザー」  
契約者が承認し、本サービスを利用する者
3. 「ユーザーID」  
契約者が指定する利用ユーザーを識別するために用いられる符号

## 第 4 条（本サービスの機能）

本サービスは、建築 BIM 設計及びこれをサポートするためのソフトウェアです。契約者は、本サービスの特性を踏まえ、設計された図面その他作成された表現物の採用（具現化）においては、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

## 第 5 条（申請情報及び登録）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社に対し、申請時点における真実かつ正確な事実を提供及び申請しなければなりません。
2. 契約者は、本サービスを利用中に前項の申請事項に変更があったときは、当社の定める方法により、直ちに当該変更事項を当社に通知しなければなりません。
3. 当社は、第 1 項の登録希望者の申請に対して登録可否の判断をし、当社が登録を認める場合にはその旨登録希望者に通知します。当社が本項の通知を行ったことにより、登録は完了します。

## 第 6 条（遅延損害金）

契約者が、本サービスの利用料金等を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として支払うものとします。

## 第 7 条（利用制限）

1. 本サービスは、契約者自身の業務及びその支援を目的として提供されるものであり、本サービスを第三者に販売することその他商業目的

で使用することはできません。

2. 契約者は、本サービスを、契約者の役員又は従業員に対してのみ使用させることができるものとし、その他の第三者に対して使用させることはできません。
3. 契約者は、利用ユーザーに対し、本規約に定める条件を周知し、これに従わせるものとします。

## 第8条（ユーザーID）

1. ユーザーIDは、当社が定める方法及び使用条件に基づいて、当社又は契約者自身が付与するものとします。
2. 契約者は、自らの管理責任により、利用ユーザーのユーザーIDを不正使用されないよう管理するものとします。
3. 契約者は、いかなる場合も、ユーザーIDを第三者に開示、貸与することはできません。
4. 当社は、ユーザーIDの不正利用によって契約者又は利用ユーザーに生じた損害について責任を負いません。当社は、ユーザーIDの認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、すべて契約者に帰属するものとみなすことができます。

## 第9条（利用料金）

契約者は、毎月、当社に対し、本サービス利用の対価として、所定の利用料金を、所定の期日までに、所定の方法で支払わなければなりません。支払に係る手数料は、契約者の負担とします。

## 第10条（監督責任）

1. 契約者は、本サービス利用に関して、契約者の雇用する利用ユーザーをして、本規約を遵守するよう監督するものとし、利用ユーザーの意思表示、通知、その他一切の行為について、契約者としての責任を負います。
2. 契約者は、利用ユーザーによる本規約の違反を認識した場合には、当社に対し、直ちに通知するものとします。

## 第11条（ご利用環境の整備・維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて利用ユーザーの設備を設定し、本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して利用ユーザーの設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者の設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は利用ユーザーに対して本サービスの提供義務を負わないものとします。

## 第12条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、個人情報について、当社が別途定めるプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に則る等により、適正に取り扱うこととします。
2. 当社は、本サービスに入力されたデータに個人情報が含まれていた場合、これを本サービス提供以外の目的で利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）及びプライバシーポリシー等に基づいて、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、管理するものとします。
3. 当社は、本サービスの提供のため必要がなくなった個人情報に関して、当社責任の下で速やかに破棄するものとします。

## 第13条（禁止行為及び違約金）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
  - (1) 本サービスを契約者以外の者に使用し又は第三者をして使用させる行為
  - (2) 本サービスにおけるヘルプシステムに記載されている事項等を複製又は転写するなどして、第三者にこれを閲覧させ、供与若しくは譲渡する行為
  - (3) 本サービスの利用にあたり客観的事実と異なる事実を当社に申請する行為
  - (4) 本規約に違反する行為
  - (5) 当社又は他の契約者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
  - (6) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
  - (7) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はそのおそれのある行為
  - (8) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
  - (9) 法令又は当社若しくは契約者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
  - (10) 他の契約者の利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
  - (11) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
  - (12) 当社のシステムへの不正アクセス、それに伴うプログラムコードの改ざん、位置情報を故意に虚偽、通信機器の仕様その他アプリケーションを利用したのチート行為、コンピューター・ウィルスの頒布その他本サービスの正常な運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
  - (13) 本サービスを構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
  - (14) 本サービスに関し利用しうる情報を改竄する行為
  - (15) 本サービスに関し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を実施する行為
  - (16) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為

- (17) 他人のユーザーID を使用する行為又はその入手を試みる行為
  - (18) 反社会的勢力等へ利益を供与する行為
  - (19) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 契約者は、前項第 1 号、第 2 号若しくは第 15 号を実施し又はそのおそれがあると当社が判断したときは、当社に対し、違約金として、直ちに金 100 万円を支払わなければなりません。なお、本項に基づく違約金は違約罰とし、当社が契約者に対して別途、第 15 条の損害賠償請求を妨げるものではありません。
3. 契約者は、ヘルプシステムにおける他社提供の記載内容について、当社に問い合わせ及び確認することはできません。

#### 第 14 条（規約違反に対する措置等）

1. 当社は、契約者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該契約者について本サービスの利用を一時的に停止し、又は本サービス利用契約を解除することができます。
- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能である場合又は契約者がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
  - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は契約者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができない場合
  - (4) 本規約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本規約の目的を達することができない場合において、契約者が履行をしないでその時期を経過した場合
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約者がその債務の履行をせず、契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである場合
  - (6) 本サービスの利用にあたり当社に提供した情報又は当社が契約者に要請した情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (7) 当社、他の契約者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
  - (8) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
  - (9) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (10) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
  - (11) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
  - (12) 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - (13) 死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
  - (14) 当社からの連絡に対して 1 年以上応答がない場合
2. 当社は、前項に基づき当社が行った行為により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。また、当社は、前項に基づき前項の措置を採った場合でも、当該措置の理由を契約者に開示する義務を負いません。

#### 第 15 条（損害賠償）

1. 当社は、本規約に違反することにより契約者に損害を与えた場合、故意又は重過失がある場合に限り、契約者に対しその損害を賠償します。但し、その賠償上限額は、当社が契約者から受領した利用料（税抜）の総額とします。
2. 契約者は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
3. 第 1 項にかかわらず、当社は、契約者が消費者契約法上の事業者該当しない場合、軽過失の場合にも責任を負いますが、その賠償上限額は、当社が契約者から受領した利用料（税抜）の総額の 3 分の 2 とします。

#### 第 16 条（機密保持）

1. 契約者及び当社は、相手方から開示された機密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、機密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービスに関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいい、本サービスの契約条件を含みます。
2. 次の各号の情報は、機密情報に該当しないものとします。
- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
  - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
  - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
  - (4) 開示された機密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
  - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 当社は、機密情報を本サービスの提供・改善のため必要のある役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって機密保持義務を負う者にのみ開示できるものとします。
4. 契約者及び当社は、本サービスの終了、本サービス利用契約の解約その他の事由により本サービス利用契約が終了した場合、相手方の指示に従い機密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、機密情報を再利用できない方法をとるものとします。

#### 第 17 条（知的財産権の帰属）

契約者及び当社は、本サービスを構成する一切の発明、考案、意匠、著作物（当社が契約者の依頼を受けて契約者のために作成する著作物を含みます。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報に関する、特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。）、商標権を含む一切の権利が当社に

帰属することを確認します。

## 第 18 条（解約）

1. 「建築 BIM 標準パック | 月額サブスクリプション」については、契約者は、当社指定の方法により解約手続きを行うことができるものとします。この場合、解約手続きが完了した日の属する月の末日をもって契約は終了するものとし、既に当社に支払われた利用料の返金は一切行わないものとします。
2. 「建築 BIM 標準パック | 年間契約プラン」については、契約者は、当社による初期 ID 発行以後は、本サービス利用契約を解約することはできません。また、既に当社に支払われた利用料の返金も一切行わないものとします。
3. 当社は、当社において本サービスの継続が困難であると判断した場合には、契約者に通知することにより、本サービス利用契約をいつでも解約することができるものとします。

## 第 19 条（本サービスの変更・停止等）

1. 当社は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。但し、当該変更又は追加によって、変更又は追加前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。
2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。この場合において、当社は契約者に対して、できる限り事前に通知するよう努めるものとします。
  - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの更新、点検又は保守作業を適宜、定期的又は緊急に行う場合
  - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - (4) その他、当社が本サービスの停止又は中断を必要と合理的に判断した場合
3. 当社は、本条により契約者に生じた不利益、損害について責任を負いません。

## 第 20 条（保証の制限及び免責）

1. 当社は、本サービスについて、その正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、特定目的への適合性、第三者の権利を侵害していないことについて一切の保証をしません。
2. 当社は、本サービスにより契約者の作成した表現物その他一切のデータを保存管理する責任を負いません。
3. 当社は、契約者に対し、本サービスの更新作業その他の原因により、本サービスにおいて作成した表現物のデータが滅失又は毀損しても（その原因の如何を問わない。）、その責任を負いません。
4. 当社及びヘルプシステムに情報を提供している法人は、契約者が本サービス（ヘルプシステムの内容を含む。）を用いて作成した表現物及びヘルプシステムの記載内容によって、契約者又は第三者に損害が生じた場合でも、その責任を負いません。

## 第 21 条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関して、全部又は一部の業務を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。

## 第 22 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者又は当社が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本サービス利用契約を解除することができるものとします。
4. 契約者及び当社は、前項により本サービス利用契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

## 第 23 条（連絡・通知）

1. 本サービスに関する問い合わせその他契約者から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から契約者に対す

る連絡又は通知は、電子メールその他当社の定める方法で行うものとします。通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとします。

2. 当社は、契約者から申請された第5条第1項の連絡先に連絡を行います。同連絡先の変更の申請を怠ったこと等により、契約者が当社からの連絡を認識しなかったとしても、当社はその責任を負いません。

## 第24条（地位の譲渡等）

契約者及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本サービス利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

## 第25条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社及び契約者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある契約者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

## 第26条（存続条項）

本契約が終了した場合でも、第12条（個人情報の取扱い）、第15条（損害賠償）、第16条（機密保持）、第17条（知的財産権の帰属）、本条（存続条項）及び第28条（準拠法及び合意管轄）は有効に存続するものとします。

## 第27条（不可抗力）

当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、サイバー攻撃、疫病・感染症の流行その他の不可抗力によって本サービスの履行が妨げられた場合には、本サービス利用契約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって契約者に生じた損害について一切の責任を負担しません。

## 第28条（準拠法及び合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、訴額に応じ、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第29条（協議解決）

契約者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

## 第30条（BIMスキル講習に関する特約）

1. 契約者は、本サービスに付属する「BIMスキル講習」を受講する場合において、当社が受講IDを発行し、コンテンツにアクセス可能となった後は、デジタルコンテンツの性質上、理由の如何を問わず受講料の返金（本申込の解約による返金を含む）を請求することはできないものとします。
2. 契約者は、当該講習の受講にあたり、当社の事前の承諾なく、講習内容の録音、録画、撮影、画面キャプチャ、スクリーンショットその他これらに類する行為を行ってはならないものとします。

## 附則

2024年6月1日 制定・施行

2026年8月7日 改定・施行

# BIM 講習利用約款

## 第 1 条 (目的・適用)

本約款は、株式会社フローワークス（以下「当社」という。）が提供する建築情報モデリング（BIM）に関する講習、研修、セミナー等（以下「本講習」という。）の利用条件を定めるものです。本講習には、当社が提供する学習管理システム（Learning Management System. 以下「LMS」という。）を利用して提供されるオンライン学習コンテンツ（以下「eLearning」という。）を含むものとします。

## 第 2 条 (講習内容および個別条件)

1. 本講習の内容、実施方法（オンライン又は対面）、日時、受講人数、講習時間、受講料その他の具体的条件は、当社が提示する当社所定の見積書、講習案内、申込フォーム、電子メールその他これらに類する書面又は電磁的記録（以下総称して「個別条件」という。）に定めるとおりとします。この場合、当該個別条件は、本約款と一体をなします。
2. 本約款と個別条件との間に矛盾・相違がある場合は、当該個別条件を優先するものとします。

## 第 3 条 (契約の成立)

1. 当社と本講習の受講者との間の本講習の利用契約（以下「本契約」という。）は、受講者による本約款の同意後、受講者の個別条件に関する申込に対し、当社の受講者への受講確定の通知（電子メール等の電磁的方法を含む）の到達をもって成立するものとします。
2. 本契約の有効期間は、個別条件にて定めるものとします。なお、本条、9 条、10 条、12 条、14 条、15 条、17 条及び 18 条は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

## 第 4 条 (受講料および支払条件)

1. 受講料は、個別条件に定める金額とします。なお、受講料には、当日の本講習内容に係る対価のみならず、当社及び講師の事前の研修準備に係る対価等を含まれるものとします。
2. 受講者は、当社が別途定める方法により、受講料を所定の時期までに事前に一括して支払うものとします。
3. 当社は、前項の受講料全額の支払いを確認した後、本講習の受講権を受講者に付与します。
4. 振込手数料は、受講者の負担とします。

## 第 5 条 (キャンセルおよび日程変更)

1. 受講者の都合によるキャンセル又は日程変更については、前条 1 項に定める受講料の性質に鑑み、個別条件又は当社が別途提示するキャンセルポリシーに従うものとします。
2. 特段の定めがない場合、前条 1 項に定める受講料の性質に鑑み、受講者の都合による講習実施前日及び当日のキャンセルについては、受講者は、前日キャンセルの場合は受講料の 80 % を、当日キャンセルの場合は受講料の全額を、それぞれ当社に支払わなければならないものとします。
3. 前各項にかかわらず、eLearning については、デジタルコンテンツの性質上、本契約成立後の解約については、次の各号のとおりとします。
  - (1) 当社が受講者に対して受講 ID を発行する前に解約する場合受講者は、解約手数料として金 3 万円を当社に支払うものとします。
  - (2) 当社が受講者に対して受講 ID を発行し、受講者が本講習のコンテンツにアクセス可能な状態となった後に解約する場合、当社は、原則として受講料の返金を行わないものとします。ただし、当社が特に認める場合には、受講者の受講状況に応じて、当社が合理的と判断する範囲で返金を行うことがあります。
4. 前項の場合において、受講者の解約手数料の支払及び当社の返金は銀行振込とし、当該支払及び返金に係る手数料は受講者の負担とします。
5. 当社は、前項に定める当社が返戻する金員及び受講者が支払う解約手数料を対当額で相殺し、その残額を受講者に返金するものとします。受講者は、この相殺による精算に予め同意するものとします。なお、かかる相殺の結果、当社への支払に不足額が生じる場合、受講者は当社の指定する方法により直ちに当該不足分を当社に支払うものとします。

## 第 6 条 (eLearning の受講期間)

1. 受講者の eLearning の受講期間は、当社が受講者に対して受講権を付与した日（以下「受講開始日」という。受講開始日を 1 日目とします。）から、個別条件に定める期間（以下「受講期間」という。）とします。
2. 受講者は、受講期間内に限り、LMS を通じて eLearning を受講することができます。
3. 当社は、受講期間の延長を行わないものとします。
4. 受講期間終了後に再度受講を希望する場合、受講者は改めて当社所定の申込みを行うものとします。なお、この場合、受講者は、当社の定める料金を別途当社に支払うものとします。

## 第 7 条 (アカウント管理)

1. 当社は、eLearning の提供にあたり、受講者に対して LMS のアカウント（以下「受講 ID」という。）を付与する場合があります。
2. 受講 ID は、受講者本人のみが利用できるものとし、受講者はこれを第三者に貸与、譲渡、開示又は共有してはなりません。
3. 受講 ID の管理不十分、使用上の過誤又は第三者による不正使用等により受講者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

## 第 8 条 (修了証)

1. 当社は、eLearning について当社が定める受講条件を満たした場合、受講者に対して修了証又は認定証を発行することがあります。
2. 修了証又は認定証は、当該講習の受講事実を証明するものであり、資格、技能又は業務成果を保証するものではありません。

## 第 9 条 (免責及び非保証)



1. 本講習は、受講者に対し、BIM に関する知識、操作方法、考え方等を提供することを目的とするものであり、当社は、本講習を通じて提供される内容、資料、助言その他一切の情報について、その正確性、有用性、特定目的への適合性、業務成果の実現等を保証するものではありません。
2. 本講習で提供される内容又は資料を利用したことにより、受講者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。
3. 受講者が準備及び使用するハードウェア、ソフトウェア、通信環境その他の設備の不具合等により、本講習の全部又は一部が受講できなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。
4. 当社は、本講習に関連して受講者が作成又は取得したデータ、成果物その他一切の情報について、保存又は管理の義務を負わないものとします。

#### 第 10 条（知的財産権）

1. 本講習において当社が使用又は提供する教材、資料、スライド、動画、BIM テンプレート、ノウハウ、講習内容その他一切の情報及び成果物（以下「講習成果物」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）その他一切の知的財産権は、すべて当社に帰属します。
2. 受講者は、講習成果物を、自社内部における学習目的に限り利用できるものとし、当社の事前の承諾なく、複製、改変、第三者への提供、公表、再配布又は本講習と同種若しくは類似の研修・講習への利用をしてはなりません。
3. 前項の禁止行為には、第 11 条（録画・録音等の禁止）に違反して作成された録音物、録画物、画像、データその他一切の記録物の作成、利用及び第三者提供を含むものとします。
4. 本講習の受講をもって、講習成果物に関する知的財産権及びいかなる利用権も受講者に移転するものではありません。

#### 第 11 条（録画・録音等の禁止）

1. 受講者は、本講習の受講にあたり、当社の事前の書面又は電磁的記録による承諾なく、本講習の内容について、録音、録画、撮影、画面キャプチャ、スクリーンショットその他これらに類する行為（以下「録画等」という。）を行ってはなりません。
1. 前項に違反して行われた録画等により作成された記録物は、第 10 条（知的財産権）に違反して作成された無断複製物とみなします。
2. 当社は、本条に違反した受講者に対し、録画等の中止、当該記録物の削除、本講習の提供の中断又は中止、本契約の解除、損害賠償請求その他必要な措置を講じることができるものとします。
3. 前項に基づき本講習の提供が中断又は中止された場合であっても、当社は、既に支払われた受講料の返還義務を負わないものとします。
4. 受講者は、当社及び講師による本講習の提供を阻害する又は阻害するおそれがあると当社が判断する行為をしてはなりません。
5. 本条の規定は、本講習終了後も有効に存続するものとします。

#### 第 12 条（秘密情報の取扱い）

1. 本契約、及び本講習に関連して、受講者は、当社から開示された営業上、業務上又は技術上の情報の一切（以下「秘密情報」という。）について、厳重かつ適切に管理するものとし、本講習の目的以外に利用せず、第三者に開示してはなりません。
2. 次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
  - ① 開示時に既に公知であった情報
  - ② 開示後、受領当事者の責によらず公知となった情報
  - ③ 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
  - ④ 開示された情報によらず独自に開発した情報
3. 受領当事者は、法令又は裁判所等の命令により開示を求められた場合、必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとします。

#### 第 13 条（不可抗力等による本契約その他講習の中断・中止）

天災地変、通信障害、講師の急病、感染症の流行、サイバー攻撃その他やむを得ない事由により、本契約の実施が不可能又は困難となった場合、当社は、本契約の延期又は中止を行うことができるものとし、履行不能及び履行遅滞の責任を負いません。LMS のシステム障害、通信回線の不具合、メンテナンスその他当社の合理的な管理の及ばない事由により、本講習の全部又は一部が利用できなかった場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

#### 第 14 条（反社会的勢力の排除）

受講者は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、これに違反した場合、当社は何らの催告を要することなく、本契約を解除することができます。

#### 第 15 条（地位の譲渡等）

受講者は、当社の書面による事前承諾なく、本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることができません。

#### 第 16 条（解除）

当社は、受講者が本契約に違反したときは、相当期間を定めて是正を求め、当該期間内には是正されないときは、本契約を解除することができます。但し、当該違反の程度が大きく、又は信頼関係の破壊が著しいときは、当社は催告なく本契約を解除することができます。

#### 第 17 条（損害賠償）

1. 受講者は、本契約の違反等により当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害の一切を賠償します。
2. 本約款の定めにかかわらず、当社は、当社の帰責事由により受講者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負いますが、軽過失による場合には、同責任の範囲は現実かつ直接に受講者に発生した通常損害（特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除く。）に限られるものとし、かつ、同責任の上限は当該損害の原因となった本契約に基づき当社が受領した受講料相当額とします。

#### 第 18 条（準拠法および合意管轄）

1. 本契約に関する準拠法は、日本法とします。

2. 本契約に関して受講者と当社との間に生じた一切の紛争については、訴額に応じ、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 19 条（本約款の変更）**

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本約款を随時変更できます。本約款が変更された後の本契約は、変更後の本約款が適用されます。
  - ①本約款の変更が、受講者の一般の利益に適合するとき
  - ②本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本約款の変更を行う場合は、変更後の本約款の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本約款の内容及び効力発生時期を受講者に通知又はその他当社所定の方法により受講者に周知します。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本約款の変更の周知後に異議無く受講者が本契約を締結した場合、受講者が本講習を利用した場合又は当社所定の期間内に受講者が本契約の解約の手続をとらなかった場合、当該受講者は本約款の変更に同意したものとします。